

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 保安林の指定予定(二件)……………
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)……………
- 保安林の指定実施要件の変更予定(二件)……………
- ……………(同)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 令和二年度防火管理講習(追加)及び防災管理講習(追加)の実施……………
- ……………(東京消防庁)……………

告示

●東京都告示第千二百三十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 組合の名称  
千住一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十八年四月十三日から令和三年十二月三十一日まで
- 三 施行地区  
足立区千住一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
足立区島根一丁目二番三号  
平成二十八年四月十三日
- 五 定款の変更の認可の年月日  
令和二年十月二日

●東京都告示第千二百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和二年十月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 保安林予定森林の所在場所  
あきる野市養沢字奥養沢一五八七番イ四(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定実施要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字奥養沢一五八七番イ四(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町留浦字長久保入二〇二五番イ二及び二〇二七番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の

ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市養沢字奥養沢一五八七番一・一五九二番口

(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお

いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市裏高尾町一七五七番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

西東京市向台町一丁目七百二十二番三、同番四の一部、七百二十四番一並びに七百三十一番二、同番三及び七百三十三番三の各一部(第二工区)  
調布市布田三丁目七番三及び同番十  
大阪府大阪市北区天神橋二丁目北二番十一号  
株式会社大倉  
代表取締役 清瀧 静男

武蔵野市境四丁目千二百六十九番一及び千二百七十番九  
千代田区丸の内二丁目四番一  
株式会社オープンハウス・テックロップメント  
代表取締役 榎 良介

令和2年度防火管理講習(追加)及び防災管理講習(追加)の実施について  
消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

令和2年10月2日

東京消防庁  
消防総監 安 藤 俊 雄

1 講習の区分  
甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習(以下「防火・防災管理新規講習」という。)並びに甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習(以下「防火・防災管理再講習」という。)

いう。)

2 各講習の実施場所及び実施日

- (1) 東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号  
防火・防災管理新規講習

講習の実施日	実施日
令和2年10月	31日 11月1日
同年 11月	8日 9日 21日 22日
令和3年1月	5日 6日 12日 13日 6日 7日 13日 14日 8日 9日 19日 20日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防火・防災管理再講習

講習の実施日
令和2年10月 4日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター  
立川市泉町1156番地の1

防火・防災管理新規講習

講習の実施日		
令和2年10月	10日 11日	
同年 11月	6日 7日 21日	13日 14日 28日

22日 29日

令和3年1月

16日  
17日  
20日  
21日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

(3) 東京消防庁芝消防署

港区東新橋二丁目13番7号  
防火・防災管理新規講習

講習の実施日			
令和2年12月	10日 11日	22日 23日	24日 25日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内(稲城市及び葛しよ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

各講習開始日の前日午後3時まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日(以下「休日」という。))を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の午後3時まで)

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

- (1) 東京消防庁火災予防コールセンター(電話03-3253-0119)
  - (2) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所
  - (3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)
  - 5 その他
- 受講申請用の書類は、受付場所で配布する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

